

中間指針第五次追補（集団訴訟の確定判決等を踏まえた指針の見直しについて）の概要

令和4年12月20日原子力損害賠償紛争審査会

1. 政府による避難指示等に係る損害

中間指針及び第二次追補に加え、以下のとおりとする。

1 過酷避難状況による精神的損害

追加

放射線に関する情報が不足する中で、被曝の不安と、今後の展開に関する見通しも示されない不安を抱きつつ、着の身着のまま取るものも取り敢えずの過酷な状況の中で避難を強いられたことによる精神的苦痛を賠償する。

対象者 本件事故発生時に「避難区域」に居り、避難等を余儀なくされた者

- i 東京電力福島第一原子力発電所から半径20km圏内
- ii 東京電力福島第二原子力発電所から半径10km圏内

損害額 第1期（本件事故発生から6ヶ月間）の損害額に一人30万円を加算

ii のうち、福島第二原発から半径8～10km圏内で、i に含まれない者は15万円を加算

2 日常生活阻害慰謝料及び生活基盤喪失・変容による精神的損害

第四次追補第2の1を全面的に改訂

①帰還困難区域（大熊町・双葉町については町全域）

■日常生活阻害慰謝料（一人月額10万円）

賠償対象期間の目安を平成30年3月末まで（85ヶ月間）とし、合計850万円。

追加

■生活基盤喪失による精神的損害

一人700万円。

実質的
変更なし

②居住制限区域、避難指示解除準備区域

■日常生活阻害慰謝料（一人月額10万円）

賠償対象期間の目安を平成30年3月末まで（85ヶ月間）とし、合計850万円。

実質的
変更なし

■生活基盤変容による精神的損害

一人250万円。

新設

③緊急時避難準備区域

■日常生活阻害慰謝料（一人月額10万円）

賠償対象期間の目安を平成24年8月末まで（18ヶ月間）とし、合計180万円。

楢葉町については、平成30年3月末まで（85ヶ月間、実質的変更なし）

変更なし

■生活基盤変容による精神的損害

一人50万円。

新設

安心できる生活空間を享受する利益を一定期間にわたり侵害されたものと認められ、その侵害により生ずる健康不安を基礎とする精神的損害を賠償する。

対象者 本件事故発生時に計画的避難区域又は特定避難勧奨地点に住居があった者

損害額 本件事故発生から平成23年12月末までの間の損害として、

i 子供及び妊婦 60万円。 (一人月額6万円)

ii 上記以外の者 30万円。 (一人月額3万円)

4 精神的損害の増額事由

日常生活阻害慰謝料（一人月額10万円）について、以下の事由があり、かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きいと認められる場合には、増額する。

- | | | |
|---|---------------------------|--------------------------|
| ① 要介護状態であること | | 一人月額3万円の増額 |
| ② 身体又は精神の障害があること | | 一人月額3万円の増額 |
| ③ ①又は②の者の介護を恒常的に行ったこと | | 一人月額3万円の増額 |
| ④ 乳幼児の世話を恒常的に行なったこと | 満3歳未満
満3歳以上小学校就学前 | 一人月額3万円の増額
一人月額1万円の増額 |
| ⑤ 妊娠中であること | 本件事故発生時に妊娠中
本件事故発生後に妊娠 | 30万円の増額
妊娠期間中月額3万円の増額 |
| ⑥ 重度又は中等度の持病があること | | |
| ⑦ ⑥の者の介護を恒常的に行ったこと | | |
| ⑧ 家族の別離、二重生活等が生じたこと | | |
| ⑨ 避難所の移動回数が多くなったこと | | |
| ⑩ 避難生活に適応が困難な客観的事情であって、
上記の事情と同程度以上の困難さがあるものがあったこと | | |
| ⑥～⑩については、個別具体的な事情に応じて、ADRセンターの賠償実務を踏まえ増額 | | |

2. 自主的避難等に係る損害

第一次追補第2及び第二次追補第3を改訂

■ 自主的避難等対象区域

発電所からの距離、避難指示等対象区域との近接性、政府等から公表された放射線量に関する情報、自主的避難等の状況等を総合的に勘案して設定（避難指示等対象区域を除く）。

県北地域 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

県中地域 郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町

相双地域 相馬市、新地町

いわき地域 いわき市

自主的避難等対象区域以外においても個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められ得る。

■ 損害額

自主的避難者及び滞在者の損害について、精神的損害と生活費増等を一括して一定額を算定し、同額とすることが公平かつ合理的であり、具体的には以下を目安とする。

i 子供及び妊婦

平成23年12月末までの損害として、一人40万円。平成24年1月以降に関しては、個別の事例・類型毎に判断（平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有しているか否かを基準とする）。

変更なし

ii 上記以外の者

平成23年12月末までの損害として、一人20万円。

既に賠償されたものがあれば、第一次追補で示した目安の8万円も含め控除可。

増額

避難指示等対象区域内（計画的避難区域及び特定避難勧奨地点を除く）に住居があった者についても、自主的避難者や滞在者に準じて賠償の対象とし、対象期間に応じた額を損害額とする。

3. 東京電力の対応

- 指針が示す損害額の目安が賠償の上限ではないことはもとより、指針において示されなかつたものや対象区域として明示されなかった地域が直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められるものは、全て賠償の対象となる。
- 東京電力には、被害者からの賠償請求を真摯に受け止め、上記に留意するとともに、指針で賠償の対象と明記されていない損害についても個別の事例又は類型毎に、指針の趣旨も踏まえ、かつ、当該損害の内容に応じて賠償の対象とする等、合理的かつ柔軟な対応と同時に被害者の心情にも配慮した誠実な対応が求められる。
- ADRセンターにおける和解の仲介においては、東京電力が、令和3年8月4日に認定された「第四次総合特別事業計画」において示している「3つの誓い」のうち、特に「和解仲介案の尊重」について、改めて徹底することが求められる。